

～介護事業所の皆さまへ～ 認知症ケア・マッピング(DCM)を受講しませんか？

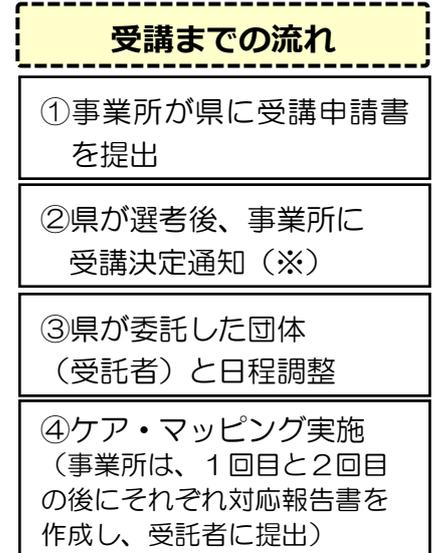
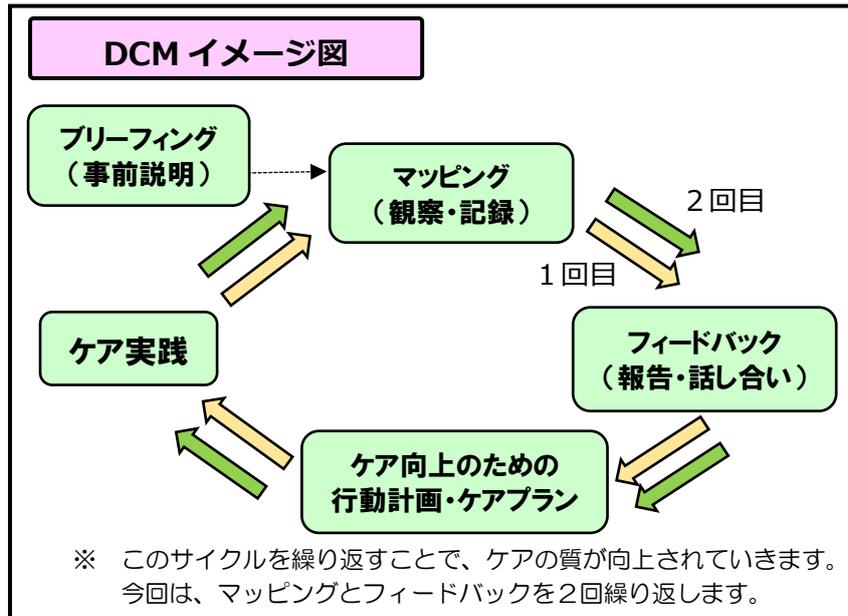
★認知症ケア・マッピング(DCM)とは？

パーソン・センタード・ケアの理念を実践するために考案されたもので、認知症の人の行動はケアを反映しているという考え方のもと、認知症の人の表情・行動等を観察・記録する手法です。

具体的には、研修を受けて「マッパー」という資格を取得した者が、事業所の共有スペースにおいて、認知症の人を6時間、5分ごとに観察・記録し、①本人がどのような行動に携わっているか②本人がどのような状態にあるか③本人と介護スタッフとの関わりについて、客観的な指標に基づき、記録・評価を行います。

マッパーは、この実践・評価の結果を介護現場のスタッフにフィードバックし、ケアの向上についてともに考え、アドバイスします。これを介護現場におけるケア実践につなげていただきます。

このサイクルを繰り返すことで、介護の質の向上を図るものです。



※マッパー派遣の謝金、旅費は県負担です。
※受講事業所の数に上限があります。

【対象となる事業所】

認知症介護の質の向上に取り組む意欲のある県内の介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護事業所(地域密着型を含む。)、認知症対応型共同生活介護事業所、その他県が必要と認める事業所

【受講要件】

以下の①②のいずれかの研修を修了した従事者が勤務する事業所又は令和7年度(2025年度)に修了する見込みのある従事者が勤務する事業所。

なお、③の研修についても修了した従事者が勤務する事業所又は令和7年度(2025年度)に修了する見込みのある従事者が勤務する事業所が望ましい。

①熊本県権利擁護推進員養成研修(施設長等研修) ②熊本県有料老人ホーム等施設長等権利擁護推進研修 ③熊本県介護施設等従事者権利擁護推進研修(看護実務者研修)

～よくあるご質問～

Q. 評価結果次第では、スタッフの意欲が下がるのではないかと心配です。

⇒DCMは、認知症の人の視点に立ち、その方の可能性に着目して行われるもので、客観的な指標に基づき評価を行います。そして、どのような関わりを持てば、よりよい状態で過ごしてもらえるかについて、スタッフの皆さんで考え、話し合ってください、ケアに反映していただきます。決して施設や職員を責める主旨で行うものではなく、個人を特定し評価することはありませんのでご安心ください。

Q. 感染拡大防止の観点から受講に不安があります。

⇒マッパーは、感染防止対策を十分に行った上で事業所に伺います。また、DCMは、利用者の皆さまとは一定の距離を保って実施します。

お問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺 6-18-1

熊本県健康福祉部長寿社会局 認知症施策・地域ケア推進課 (TEL 096-333-2216)